

コンパクトシティ関連の令和2年度概算要求拡充事項等(概要)

資料1-1

※ 新規・拡充する施策等については、該当箇所が分かるよう赤字にて掲載

施策等の名称	制度等の概要	所管
地方創生推進交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・地域再生計画に記載された、地方版総合戦略に基づく地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業に対して支援。 ・都市のコンパクト化や公共交通ネットワークの形成に関しては、先駆性を有する取組の立ち上がり段階や試行段階の事業経費等を支援可能。 (令和2年度においては、引き続き、空き店舗の活用による稼げるまちづくりの推進などの観点から「地方再生コンパクトシティ」のモデル都市に対して国土交通省と連携して支援。) <p>【交付率】 1/2</p>	内閣府 地方創生推進事務局
地域再生エリアマネジメント負担金制度	<ul style="list-style-type: none"> ・エリアマネジメント団体の財源確保を図るため、平成30年6月に地域再生法を改正し地域再生エリアマネジメント負担金制度を創設。 ・制度の内容や必要な手続を解説したガイドラインを平成31年3月策定。 ・あわせて、本制度の導入を検討するエリアマネジメント団体や自治体に対して、現地訪問等の相談対応を実施中。 	内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 内閣府地方創生推進事務局
商店街活性化促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・空き店舗対策等を含む商店街の活性化のために、平成30年6月に地域再生法を改正し、商店街活性化促進事業を創設。 ・同事業と関連する関係省庁予算等をとりまとめたパンフレットを作成し、同事業実施意向のある市町村に対し周知を実施。 	内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 内閣府地方創生推進事務局
地域住宅団地再生事業	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の減少・高齢化等の課題を抱える住宅団地について、多様な世代が安心して住み、働き、交流できる場として再生を図るため、地域住宅団地再生事業を創設する地域再生法改正法案を平成31年3月に閣議決定。(令和元年9月時点で閉会中審査に付されている。) ・同事業の活用等の推進等を通じた地方公共団体のハンズオン支援の具体的なスキームについて検討した上で、改正法の施行後に支援対象都市の募集を行う予定。 	内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 内閣府地方創生推進事務局
体育・スポーツ施設整備(学校施設環境改善交付金)	<ul style="list-style-type: none"> ・子供のスポーツ機会の場や地域住民がライフステージに応じたスポーツに親しむ場(スポーツ文化拠点)として地域経済にも貢献するとともに、災害時には避難所として活用される、スポーツ施設の環境整備の促進(耐震化等含む)を図る。 ・令和2年度においては、地方公共団体からの要望を踏まえ、予算額を増額して要求。 	スポーツ庁 参事官(地域振興担当)付
待機児童解消を確実なものとするための保育の受け皿拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が策定する整備計画等に基づき、保育所等に係る施設整備事業の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付。 ・また、賃貸物件により小規模保育事業所等を設置するための改修等に必要経費を補助。 ・なお、子育て安心プランに基づき、意欲のある自治体に対しては、補助率の高上げ(1/2→2/3)を行い、保育所等の整備を推進。 ・引き続き「子育て安心プラン」に基づき令和2年(2020)年度末までに32万人分の保育の受け皿を整備し、待機児童の解消に取り組んでいく。 ・令和2年度においては、保育所等改修費等支援事業のうち、賃貸物件による保育所改修費等支援事業について、保育の受け皿整備の更なる促進を図るため、これまで改修に係る定員の規模に関わらず一律としていた補助基準額を、定員の規模に応じた補助基準額に見直し。 	厚生労働省 子ども家庭局 保育課
農山漁村振興交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・都市農業の振興を通じて、都市農業の多様な機能の発揮が図られるよう、都市農業の意義の周知、都市農地の周辺環境対策や災害時の避難地としての活用を支援。 	農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 都市農業室
特定民間中心市街地経済活力向上事業	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者が認定中心市街地において実施する、地域住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ、経済効果の高い民間プロジェクトに対し、税制優遇、低利融資等の支援を実施。 	経済産業省 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室
再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体及び民間事業者等の再生可能エネルギー導入事業のうち、地方公共団体等の積極的な参画・関与を通じて各種の課題に適切に対応するもの等について、設備の導入等を支援。 	環境省 大臣官房 環境計画課

コンパクトシティ関連の令和2年度概算要求拡充事項等(概要)

資料1-1

※ 新規・拡充する施策等については、該当箇所が分かるよう赤字にて掲載

施策等の名称	制度等の概要	所管
地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業	・地方公共団体における地方公共団体実行計画(事務事業編)に基づくエネルギー起源CO2の排出削減に係る企画・実行・評価・改善のための体制を強化し、省エネルギー設備等を導入する事業を支援。	環境省 大臣官房 環境計画課
地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	・地域防災計画又は地方公共団体との協定により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設又は民間施設に、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能となり、災害時の事業継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー設備等を導入する事業に要する経費を支援。	環境省 大臣環境計画課、地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室
脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築のうち、地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業	・地域資源の最大限の活用や地域間連携、さらに民間資金の活用により、地域の自立・分散型エネルギーシステムや脱炭素交通モデル構築などの事業に必要な、事業性調査や地域関係者との合意形成を行うための取組を支援。	環境省 大臣官房 環境計画課
低炭素化に向けたLRT・BRT導入利用促進事業	・マイカーからの転換を目的としたLRT・BRTの導入に係る経費の一部を支援。	環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課
地域公共交通確保維持改善事業	・地域の多様な主体の連携・協働による、地域の暮らしや産業に不可欠な交通サービスの確保・充実に向けた取組を支援。 ・上記取組を促進するための計画・支援制度等のあり方について、地域公共交通活性化再生法などの見直しを検討。	国土交通省 総合政策局 地域交通課
日本版MaaS推進・支援事業	・新型輸送サービスを含む多様なサービスと連携したMaaSの実証実験の案件形成から実施までを支援し、地域の実情に応じた高付加価値なMaaSのモデルを構築。 ・新型輸送サービスの立上げ、交通機関におけるキャッシュレス決済対応、交通データの標準仕様化等のMaaSの普及に必要な基盤づくりを支援。	国土交通省 総合政策局 モビリティサービス推進課
空き家対策総合支援事業	・「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく市町村の取組を一層促進するため、「空家等対策計画」に基づき民間事業者等と連携を行う総合的な空き家対策への支援等を行う。(社会資本整備総合交付金においても同様の支援が可能) ・令和2年度においては、周辺的生活環境に悪影響を及ぼす一方で自主的対応が困難である空き家を代執行により除却する場合等を支援。	国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室
住宅市街地総合整備事業(都市再生住宅等整備事業)	・住宅市街地総合整備事業や市街地再開発事業等の適切な事業推進を図るため、事業実施に伴い、住宅等を失うことにより住宅等に困窮することとなる者のための住宅等の整備、家賃負担に対し、国が必要な費用の一部を支援。 ・令和2年度においては、民間事業者と連携した老朽住宅居住者の受け皿住宅の整備を支援。	国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室
住宅市街地総合整備事業(住宅団地ストック活用型)	・良好な居住環境を有するものの急激な高齢化や空き家の発生等が見込まれる住宅団地について、将来にわたり持続可能なまちを形成するため、地域のまちづくり活動、既存ストックを活用した高齢者・子育て世帯の生活支援施設等の整備、若年世帯の住替えを促進するリフォーム等を行う事業に対し、国が必要な費用の一部を支援。 ・令和2年度においては、生活利便施設や就業の場等の多様な機能を導入する取組と連携して事業を行う場合、対象住宅団地の要件緩和等を実施。	国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室

コンパクトシティ関連の令和2年度概算要求拡充事項等(概要)

資料1-1

※ 新規・拡充する施策等については、該当箇所が分かるよう赤字にて掲載

施策等の名称	制度等の概要	所管
不動産証券化手法を活用した地域振興のためのネットワークの形成促進	・不動産特定共同事業等の不動産証券化手法を活用した空き家等の再生や公的不動産の利活用事業を、地域においても促進するため、 公的不動産等の証券化に関する地方公共団体・事業者等のネットワーク構築 、空き家等の再生や公的不動産の活用に向けた不動産証券化のモデル事業支援を実施。	国土交通省 土地・建設産業局 不動産市場整備課
集約都市形成支援事業 (コンパクトシティ形成支援事業)	・コンパクトなまちづくりを推進するため、立地適正化計画の計画策定や、医療、福祉施設等の集約地域への移転促進、移転跡地の都市的土地利用からの転換等に対する支援を実施。 ・令和2年度においては、計画作成、合意形成、誘導施設の移転の促進に向けた重点的な支援を実施。	国土交通省 都市局 都市計画課
まちなかリノベーション推進事業	・「居心地がよく歩きたくなる」空間創出に向け、歩行者の目線に着目し、既存ストックを最大限活用した修復・改変を行うための重点的・一体的な支援の強化を図り、ウォークアブルなまちなか都市空間形成を実現。	国土交通省 都市局 街路交通施設課
都市・地域交通戦略推進事業	・徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様な交通モードの連携が図られた、駅の自由通路等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援。 ・令和2年度においては、ウォークアブルなまちなか都市空間形成に資する事業への支援を拡充。	国土交通省 都市局 街路交通施設課
官民連携まちなか再生推進事業	・官民連携によるエリアプラットフォームの形成や未来ビジョンの策定のほか、自立自走型システムの構築に向けた国内外へのシティプロモーションや社会実験等に要する経費を支援。	国土交通省 都市局 まちづくり推進課
まちづくりファンド支援業務 (民都機構による支援)	・一定のエリアをマネジメントしつつ、当該地域の課題解決に資する、リノベーション等の民間まちづくり事業を連鎖的に進めるため、民間都市開発推進機構と地域金融機関が連携してファンドを立ち上げ、当該事業に足しいて出資・融資等により支援。【マネジメント型まちづくりファンド支援事業】 ・景観形成等に資する民間まちづくり事業を、クラウドファンディングによる「志あるお金」の調達と併せ、まちづくりファンドから助成等により支援。【クラウドファンディング活用型まちづくりファンド支援事業】 ・令和2年度においては、クラウドファンディング活用型について、まちづくりファンドへの民間企業等からの寄付の受け入れを可能とする、NPO等によるまちづくりファンドの立上げ費用について民都機構の拠出金部分で充当する等を拡充。	国土交通省 都市局 まちづくり推進課
まちなか公共空間等活用支援事業(民都機構による支援)	・「居心地が良く歩きたくなるまちなか」形成に向け、都市再生推進法人が官民の公共空間を活用して行う多様な活動(デジタルサイネージ広告の設置、デッキ広場の活用等)を支援。	国土交通省 都市局 まちづくり推進課
居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための特例措置の創出 【税制措置】 固定資産税・都市計画税	・「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の創出のため、官民一体となってまちなかの魅力向上を図るための新たな制度に基づき、公共空間の拡大・質の向上につながる民地の開放・施設の改修等に関する固定資産税・都市計画税の課税標準額の軽減措置。	国土交通省 都市局 まちづくり推進課
都市再開発支援事業 (都市局) 基本計画等作成等事業 (住宅局)	・市街地再開発事業等を一体的かつ総合的に促進するための地方公共団体による計画策定・コーディネートに要する経費を支援する。 ・令和2年度においては、市街地再開発事業について、計画コーディネート業務等に係る交付対象を拡充。	国土交通省 都市局市街地整備課 住宅局市街地建築課
スマートシティ実証調査	・世界的に競争が激化するスマートシティの分野で、我が国が世界の先導役となることを目指し、官民一体となったモデルプロジェクトの実施、横展開に向けたガイドラインの策定等を通じて、初期段階から実証・実装段階まで集中的・重点的に支援。	国土交通省 都市局 都市計画課、 市街地整備課

コンパクトシティ関連の令和2年度概算要求拡充事項等(概要)

資料1-1

※ 新規・拡充する施策等については、該当箇所が分かるよう赤字にて掲載

施策等の名称	制度等の概要	所管
都市再生整備計画事業	<p>・市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的として、社会資本整備総合交付金により支援。</p> <p>・令和2年度の主な拡充事項は以下の通り。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. スマートシティモデルプロジェクト等に選定された都市における都市再生整備計画区域内で実施する公共公益施設と情報化基盤施設の一体的な整備に対し、国費率をかさ上げ。 2. 居住誘導区域に隣接する河川や湖沼、海岸沿いの区域を支援対象化。 3. 居住誘導区域外の一部の区域における環境整備(緑地・広場等)を推進。 	国土交通省 都市局 市街地整備課
都市機能立地支援事業	<p>・まちの拠点となるエリアへ都市の生活や企業生活を支える都市機能を導入し、まちの活力の維持・増進、持続可能な都市構造への再構築の実現を図ることを目的として、民間事業者等が実施する都市の生活を支える機能の整備を支援。</p> <p>・令和2年度の主な拡充事項は以下の通り。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 都道府県を含む広域協議会で連携・調整を行って立地適正化計画を作成した場合、連携生活拠点区域の公共交通圏域等の要件を緩和。 2. 中枢中核都市と周辺都市など近隣市町村が連携した立地適正化計画を作成した場合、当該市町村における誘導施設整備及びその周辺の施設整備を重点的に支援。 3. 都市機能誘導区域内における既存建造物を活用した誘導施設整備及びその周辺の施設整備を重点的に支援。 4. 中心拠点誘導施設等に「賑わい拠点施設」を追加。(賑わい等拠点施設本体の整備に要する費用については支援対象外。) 5. 郊外からまちなかへ誘導施設を移転する場合、誘導施設整備に係る補助対象事業費の算定の特例措置を実施。 	国土交通省 都市局 市街地整備課 住宅局 市街地建築課
都市再構築戦略事業	<p>・まちの拠点となるエリアへ都市の生活や企業活動を支える都市機能を導入し、まちの活力の維持・増進、持続可能な都市構造への再構築の実現を図ることを目的として、社会資本整備総合交付金により支援。</p> <p>・令和2年度の主な拡充事項は以下の通り。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 都道府県を含む広域協議会で連携・調整を行って立地適正化計画を作成した場合、連携生活拠点区域の公共交通圏域等の要件を緩和。 2. 中枢中核都市と周辺都市など近隣市町村が連携した立地適正化計画を作成した場合、当該市町村における誘導施設整備及びその周辺の施設整備を重点的に支援。 3. 都市機能誘導区域内における既存建造物を活用した誘導施設整備及びその周辺の施設整備を重点的に支援。 4. 計画・設計段階から民間ノウハウを活用することを要件化。 5. 中心拠点誘導施設等に「賑わい等拠点施設」を追加するとともに、その周辺の施設整備を重点的に支援する。(賑わい等拠点施設本体の整備に要する費用については支援対象外。) 6. 民間事業者等が郊外からまちなかへ誘導施設を移転する場合、誘導施設整備に係る補助対象事業費の算定の特例措置を実施。 	国土交通省 都市局 市街地整備課
都市再生区画整理事業	<p>・都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生、街区規模が小さく敷地が細分化されている既成市街地における街区再編・整備による都市機能更新、低未利用地が散在する既成市街地における低未利用地の集約化による誘導施設の整備等を目的とする土地区画整理事業への支援。</p> <p>・令和2年度においては、居住誘導区域内の駅等周辺において低未利用地の集約を行う事業を重点支援対象に追加。</p>	国土交通省 都市局 市街地整備課
まちなか景観資源活用促進事業	<p>・多様な主体の出会いと交流を生み出す「居心地が良く歩きたくなるまちなか」等の景観形成のため、既存の景観資源を最大限活用し、まちなかの景観を保全・創出する取組をハード・ソフト一体の事業により支援。</p>	国土交通本省 都市局 公園緑地・景観課
グリーンインフラ活用型都市構築支援事業等	<p>・災害低減、周辺の経済価値増進、生産性向上への寄与など緑がもつ、エリア価値を向上させる多面的な効果に着目し、官民連携・分野横断で緑地・緑化等の創出・配置を図る取組を集中的に支援。</p>	国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

コンパクトシティ関連の令和2年度概算要求拡充事項等(概要)

資料1-1

※ 新規・拡充する施策等については、該当箇所が分かるよう赤字にて掲載

施策等の名称	制度等の概要	所管
市民農園等整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの魅力・居住環境の向上を図ることや郊外部において都市的土地利用の転換を抑制し、緑と農が調和した市街地の形成に寄与するため、生産緑地等を買取り、市民農園として都市公園を整備する事業。 ・平成29年度より条例で生産緑地の規模に関する条件が定められている場合にあつては、0.03ha以上0.05ha未満の範囲内で当該条例で定める規模まで法の改正による生産緑地地区の面積要件の緩和に伴い、生産緑地を買取り市民農園等となる都市公園を整備する場合の面積要件を緩和。 ・令和2年度においては、現行の都市公園に加え、地方公共団体やみどり法人が生産緑地を貸借し、開設する市民農園についても支援の対象に追加。 【補助率】1/2(施設)、1/3(用地) 	国土交通省都市局公園緑地・景観課緑地環境室
宅地耐震化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・大地震時等における滑動崩落や液状化による宅地の被害を軽減するため、変動予測調査を行い住民への情報提供等を図るとともに、対策工事等に要する費用について支援。 ・居住誘導区域の一部エリア等優先すべき地域における宅地の防災対策を抜本的に強化。 	国土交通省都市局都市安全課